令和８年関川村議会６月（第６回）定例会議会議録（第２号）

○議事日程

令和８年６月１９日（金曜日）　午後３時　開会

第　１　　報告第１０号　せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況報告について

第　２　　議案第４２号　関川村手話言語及びコミュニケーションに関する条例の制定について

第　３　　陳情第　２号　義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書採択の陳情書

第　４　　陳情第　３号　「３０人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の採択を求める陳情書

第　５　　発議案第２号　関川村議会議員政治倫理条例の制定について

第　６　　発委案第４号　関川村議会委員会条例の一部を改正する条例

第　７　　発委案第５号　関川村議会会議規則の一部を改正する規則

○本日の会議に付した事件

第　１　　報告第１０号　せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況報告について

第　２　　議案第４２号　関川村手話言語及びコミュニケーションに関する条例の制定について

第　３　　陳情第　２号　義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書採択の陳情書

第　４　　陳情第　３号　「３０人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の採択を求める陳情書

追加日程第１　発委案第６号　義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書の提出について

追加日程第２　発委案第７号　「３０人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の提出について

第　５　　発議案第２号　関川村議会議員政治倫理条例の制定について

第　６　　発委案第４号　関川村議会委員会条例の一部を改正する条例

第　７　　発委案第５号　関川村議会会議規則の一部を改正する規則

○出席議員（１０名）

１番	小　澤　　仁　君	２番	加　藤　つや子　君
３番	川　﨑　哲　也　君	４番	近　　敬　志　君
５番	近　　壽太郎　君	６番	加　藤　和　泰　君
７番	髙　橋　正　之　君	８番	菅　原　　修　君
９番	平　田　　広　君	１０番	鈴　木　紀　夫　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により出席した者

村長	加藤	弘君
副村長	野本	誠君
教育長	津野	庄一郎君
総務課長	渡邉	浩一君
脱炭素推進室長	大島	祐治君
健康福祉課長	田村	清洋君

○事務局職員出席者

事務局長	河内	信幸
議会事務局主幹	小池	由美子

午後３時００分　　開　会

○議長（小澤　仁君）　ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

日程第１、報告第１０号　せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況報告について

○議長（小澤　仁君）　日程第１、報告第10号　せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤　弘君）　報告第10号は、せきかわふるさとエネルギー株式会社の経営状況の報告についてであります。

地方自治法第243条の３第２項によりまして、資本金などの２分の１以上を出資している財団法人や株式会社などは、その経営状況を議会に報告することとなっております。

去る６月４日木曜日に、同社の第３期株主総会が開催され、その際に承認をされました決算報告書をもって報告とするものでございます。よろしくお願いします。

○議長（小澤　仁君）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。３番、川﨑哲也さん。

○３番（川﨑哲也君）　３番、川﨑です。村の脱炭素事業の進捗について伺います。

昨年行われた環境省の脱炭素先行地域評価委員会の報告で、先行地域の多くのところでの課題として、事業性、採算性の確保、それから地域住民との合意形成、これが課題だというふうな報告がありました。関川村の状況はいかがでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君）　今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

昨年度の先行地域の中間評価の中でのお話でございますが、事業性、これにつきましては関川村は、株式会社で行っておりますので、事業性を担保できない事業については、きちんとその採算性を確保した上で事業に取り組むという形を取らせていただいております。

また、村民の皆さんへの周知の関係等々についてですが、ようやく太陽光発電設備全て、株式会社として整備するもの、完了しましたので、これから周知の方を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。３番、川﨑さん。

○３番（川﨑哲也君）　もう一点お願いします。

この村の脱炭素事業の目的は、再エネを導入してカーボンニュートラルを達成するだけではなくて、地域の活性化であったり、地域課題の解決というのも目的にあると思いますが、今現段階で、その活性化とか地域課題解決の効果が見えるところとか、明示できるものはありますか。

○議長（小澤　仁君）　答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君）　今ほどのご質問でございますが、計算書をご覧いただいているとおり、まだ本格稼働は、全てできておりません。ですので、人の雇用であったり、売上げを伸ばす、まだまだこれからの事業でございますので、今後という形になってまいります。

○議長（小澤　仁君）　答弁を終わります。そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第２、議案第４２号　関川村手話言語及びコミュニケーションに関する条例の制定について

○議長（小澤　仁君）　日程第２、議案第42号　関川村手話言語及びコミュニケーションに関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、加藤和泰さん。

○総務厚生常任委員長（加藤和泰君）

総務厚生常任委員会審査報告書

本委員会に付託されました議件について、下記のとおり審査を行いましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

１、審査月日　　６月１１日

２、出 席 者　　委員長、委員全員、議会事務局長

３、説明のため出席を求めた者　　村長、健康福祉課長

４、付託議件　　議案第４２号　関川村手話言語及びコミュニケーションに関する条例の制定について

５、審査経過　　付託された議件については、理事者に説明を求め質疑を行いました。質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第４２号　関川村手話言語及びコミュニケーションに関する条例の制定について

・　この条例を制定することにより、どのような恩恵があるのかとの質疑に対し、「単に条例制定が目的ではなく、障害の有無によって分け隔てなく個人の尊厳が守られ、安心して情報が取得できる環境を整備することにより、福祉向上につなげたいと考えています」との説明がありました。

・　実際の役場での窓口業務で、障害のある方にどのように対応しているのかとの質疑に対し、「窓口業務で言語に障害がある方への対応手段として、筆談を用いるケースがあります」との説明がありました。

６、審査結果　「理念重視の条例であり、条例制定よりもその後の取組が重要で、単なる理念条例で終わるようであれば反対」との反対討論と「障害の有無によって分け隔てなく個人の尊厳が守られる環境整備は、村の福祉向上に必要不可欠なことから、この条例の制定がその一歩になることを期待する」との賛成討論があり、採決の結果、賛成多数により、付託された議件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以　上

令和８年６月１９日

関川村議会総務厚生常任委員会
委員長　　加　藤　和　泰

関川村議会議長　　小　澤　　仁　　様

○議長（小澤　仁君）　委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第３、陳情第２号　義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書採択の陳情書
日程第４、陳情第３号　「３０人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の採択を求める陳情書

○議長（小澤　仁君）　日程第３、陳情第２号　義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書採択の陳情書及び日程第４、陳情第３号　「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の採択を求める陳情書を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、加藤和泰さん。

○総務厚生常任委員長（加藤和泰君）

陳情審査報告書

本委員会に付託されました陳情について、審査の結果、下記のとおり結論を得ましたので、会議規則第94条第１項及び第95条の規定により報告します。

記

１．審査月日　　６月１１日

２．出 席 者　　委員長、委員全員、議会事務局長

３．付託件名　　・陳情第２号　義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書採択の陳情書

・陳情第３号　「３０人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の採択を求める陳情書

４．審査結果　　・陳情第２号は、願意は妥当であると認め、採択すべきものと決定しました。

・陳情第３号は、願意は妥当であると認め、採択すべきものと決定しました。

５．委員会の意見

・陳情第２号

本陳情は、憲法第26条に定める「義務教育の無償」の精神に基づき、国が責任を持って教育の均等と教育水準の維持・向上を図るため、現在「３分の１」に引き下げられている義務教育費の国庫負担割合を元の「２分の１」へ復元するよう国に対して求めるものです。

少子高齢化が急速に進む中山間地域において、子供たち一人一人に寄り添ったきめ細やかな教育や不登校対策、特別支援教育の充実を図るためには、優秀な教職員の確保は必要不可欠との意見がありました。

また、負担割合が「３分の１」に引き下げられて以降、減額分は地方財政計画等で措置されているものの、実質的には地方自治体の財政を圧迫する要因の一つとなっており、当村のように財政基盤が脆弱な小規模自治体においては、義務教育費の国庫負担が「２分の１」に復元されることにより、生み出された財源を村独自の子育て支援、福祉の充実、あるいは持続可能な地域づくりのための政策へと柔軟に「選択と集中」させることが可能になる等のメリットがあるとの意見が出されました。

これらのことを踏まえ、本陳情の願意は妥当であり、全会一致で採択すべきものとの結論を得ました。

・陳情第３号

陳情書の内容は、編制標準の引下げによる「30人以下学級の実現」及び「教職員定数の改善」と、学校現場の深刻な長時間労働解消のための「働き方改革」の推進を国に対して求めるものです。

多様化する教育課題や特別支援教育へのニーズが高まる中、少人数学級の実現は子供たちの学力向上のみならず、豊かな人間性や社会性を育むために極めて有効等との意見がありました。

これらのことを踏まえ、本陳情の願意は妥当であり、全会一致で採択すべきものと決定しました。

以　上

令和８年６月１９日

関川村議会総務厚生常任委員会
委員長　　加　藤　和　泰

関川村議会議長　　小　澤　　仁　　様

○議長（小澤　仁君）　委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第２号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　質疑なしと認めます。

次に、陳情第３号について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第２号について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより陳情第２号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第２号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤　仁君）　起立多数です。したがって、陳情第２号は採択することに決定しました。

次に、陳情第３号について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより陳情第３号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第３号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤　仁君）　起立多数です。したがって、陳情第３号は採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後３時１３分　　休　憩

午後３時１４分　　再　開

○議長（小澤　仁君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第１、発委案第６号　義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書の提出について

追加日程第２、発委案第７号　「３０人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の提出について

○議長（小澤　仁君）　追加日程第１、発委案第６号　義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書の提出について及び追加日程第２、発委案第７号　「30人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の提出についてを一括議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。総務厚生常任委員長。加藤和泰さん。

○総務厚生常任委員長（加藤和泰君）

発委案第６号

義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第２項の規定により、上記議案を提出する。

令和８年６月１９日

提出者　関川村議会総務厚生常任委員会

委員長　　加　　藤　　和　　泰

関川村議会議長　　小　澤　　仁　　様

義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書

本文は省略させていただきます。

記

１．教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を２分の１に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和８年６月１９日

新潟県岩船郡関川村議会議長　小　澤　　仁

（意見文提出先）

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　　様

以下、記載の皆様に提出します。

発委案第７号

「３０人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革」に係る意見書の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第２項の規定により、上記議案を提出する。

令和８年６月１９日

提出者　関川村議会総務厚生常任委員会

委員長　　加　　藤　　和　　泰

関川村議会議長　　小　澤　　仁　　様

３０人以下学級実現・教職員定数の改善・働き方改革に係る意見書

本文は省略させていただきます。

記

１．学級編制標準の引下げを検討し、３０人以下とすること。

２．学校の働き方改革・教職員の長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の増員・配置増など教職員定数改善を推進すること。

３．自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。

４．新規採用を持続的に確保すること。また、教職員が専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、処遇改善に必要な財政措置を講じること。

５．自治体が実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和８年６月１９日

新潟県岩船郡関川村議会議長　小　澤　　仁

（意見文提出先）

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　　様

以下、記載の皆様に提出します。

○議長（小澤　仁君）　これより提案者に対する質疑を行います。この質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

初めに、発委案第６号について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより発委案第６号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤　仁君）　起立多数です。したがって、発委案第６号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

次に、発委案第７号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより発委案第７号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小澤　仁君）　起立多数です。したがって、発委案第７号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

日程第５、発議案第２号　関川村議会議員政治倫理条例の制定について

○議長（小澤　仁君）　日程第５、発議案第２号　関川村議会議員政治倫理条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。５番、近　壽太郎さん。

○５番（近　壽太郎君）

発議案第２号

関川村議会議員政治倫理条例の制定について

関川村議会会議規則第14条第１項の規定により提出する。

令和８年６月１９日

提出者　関川村議会議員　近　　壽太郎

賛成者は記載のとおりでございます。

関川村議会議長　　小　澤　　仁　　様

ただいま上程されました発議案第２号　関川村議会議員政治倫理条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

私たち地方議会と議員に求められる役割や責任は、かつてないほど増大しております。それと同時に、村民の皆様から寄せられる議会への関心、そして政治的な清廉性や透明性への期待も日々高まっております。

本条例案は、関川村議会基本条例第４条の規定に基づき、私たち議員が村民の厳粛な負託に誠実に応え、より清廉でより開かれた議会運営を実現することを目的として、その根幹となる政治倫理に関する基本的事項を定めるものであります。

本条例の主な柱は、次の４点であります。

第１に、厳格な政治倫理基準の明文化、第２に透明性の確保であり、第３に村民からの審査請求体制、第４に実効性と説明責任であります。

私たちは、村民の皆様の代表として常に高い倫理感を持ち、襟を正して職務に邁進しなければなりません。本条例の制定は、本議会が自ら律する強い意志を村民に示すとともに、村政の健全な発展と将来にわたる議会への信頼をより確固たるものにするための大きな一歩になると確信しており

ます。

以上、提案の理由といたします。

○議長（小澤　仁君）　これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより発議案第２号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤　仁君）　起立多数です。したがって、発議案第２号は原案のとおり可決されました。

日程第６、発委案第４号　関川村議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第７、発委案第５号　関川村議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（小澤　仁君）　日程第６、発委案第４号　関川村議会委員会条例の一部を改正する条例及び日程第７、発委案第５号　関川村議会会議規則の一部を改正する規則を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員長、近　壽太郎さん。

○議会運営委員長（近　壽太郎君）

発委案第４号

関川村議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第２項の規定により、上記議案を提出する。

令和８年６月１９日

提出者　関川村議会議会運営委員会

委員長　　近　　壽太郎

関川村議会議長　　小　澤　　仁　　様

発委案第５号

関川村議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第２項の規定により、上記議案を提出する。

令和８年６月１９日

提出者　関川村議会議会運営委員会

委員長　　近　　壽太郎

関川村議会議長　　小　澤　　仁　　様

提案の趣旨を説明いたします。

初めに、発委案第４号　関川村議会委員会条例の一部を改正する条例について説明します。

令和６年２月８日に、標準町村議会委員会条例の一部がオンライン化に対応するため改正されたことに伴い、第22条、意見を述べようとする者の申出、第26条、代理人文書等意見の陳述、第27条、記録を改正し、第13条の２、公開の特例を新設するものです。

第22条では、見出しの内容に、オンラインによる方法を可能とすることを規定します。

第26条では、代理人の意見の陳述が文書だけではなく、オンラインでも可能なことを加えます。

第27条では、委員会の記録及び署名または記名押印をデジタル化した場合の規定を第３項として加えます。

第13条の２では、委員会をオンラインによる方式で開会する場合の特例を新たに追加します。

なお、改正文の中の電子情報処理組織とは、オンラインシステムのことを指します。

次に、発委案第５号　関川村議会会議規則の一部を改正する規則について説明いたします。

委員会条例の一部改正と同様に、町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴い、第125条、会議録の配布を削り、以降の第129条、議員の派遣までを繰り上げます。オンライン化に対応するため、第129条、電子情報処理組織による通知等、第130条、電磁的記録による作成等を加え、第130条、会議規則の疑義を第131条へ繰り上げるものです。

第129条では、議会または議長もしくは委員長に対して行われる通知はオンラインシステムを使用し、可能とすることを規定します。

第130条では、文書等を電磁的記録により作成し、保存することを規定するものです。

以上。

○議長（小澤　仁君）　これより提出者に対する質疑を行います。

この質疑は一括して行います。質疑はありませんか。３番、川﨑哲也さん。

○３番（川﨑哲也君）　３番、川﨑です。

今回の条例改正によって、委員会のオンライン開催ができるということなんですけれども、オンライン開催に必要となる機材、基本的にはパソコンとか、端末になると思うんですけれども、そういったものは委員各自のものを使うということでしょうか。

○議長（小澤　仁君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（近　壽太郎君）　機材はそろっていないので、まずは個人のものを使ってということになるかと思います。

○議長（小澤　仁君）　これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　これで質疑を終わります。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

初めに、発委案第４号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより発委案第４号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤　仁君）　起立多数です。したがって、発委案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、発委案第５号の討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤　仁君）　討論なしと認めます。

これより発委案第５号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小澤　仁君）　起立多数です。したがって、発委案第５号は原案のとおり可決されました。

○議長（小澤　仁君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。大変お疲れさまでした。

午後３時３２分　　散　　会